

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1-1 背景と目的

バスや鉄道をはじめとする地域の公共交通は、通勤や通学、買い物といった県民の日常生活や本県観光を支える重要な基盤であり、地域内や地域間をつなぐ重要な役割を将来にわたって持続的に果たしていくことが求められています。

一方で、人口減少や自家用車の普及により利用者数が減少し、それに伴う交通事業者の収益悪化や、慢性的な運転士不足等により、その維持が困難になってきたことから、利便性の向上や利用促進などに官民をあげて取り組んできました。

しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、急激に利用者数が減少するとともに、燃料高騰なども重なって収益はさらに悪化しており、中でも複数の市町村をまたいで運行される地域間幹線バス等の広域的なバス（以下「広域的なバス」という。）は、大変厳しい状況に置かれています。

このため、県では、コロナ禍以降、広域的なバスの運行維持や事業者の経営安定化に向けた支援に力を入れて取り組むとともに、事業者においては、安全の確保を図りつつ、経費の削減に努めてきました。また、国や県、市町村、事業者等が一体となって、そのあり方についても継続して協議してきました。

宮崎県地域公共交通計画（以下「本計画」という。）は、これらの動きを踏まえつつ、本県の地域公共交通、特にその骨格をなす広域的なバスを将来にわたり安全で持続可能なものとするため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）」に基づいて、宮崎県地域公共交通協議会が主体となって策定したものです。

## 1-2 計画の区域

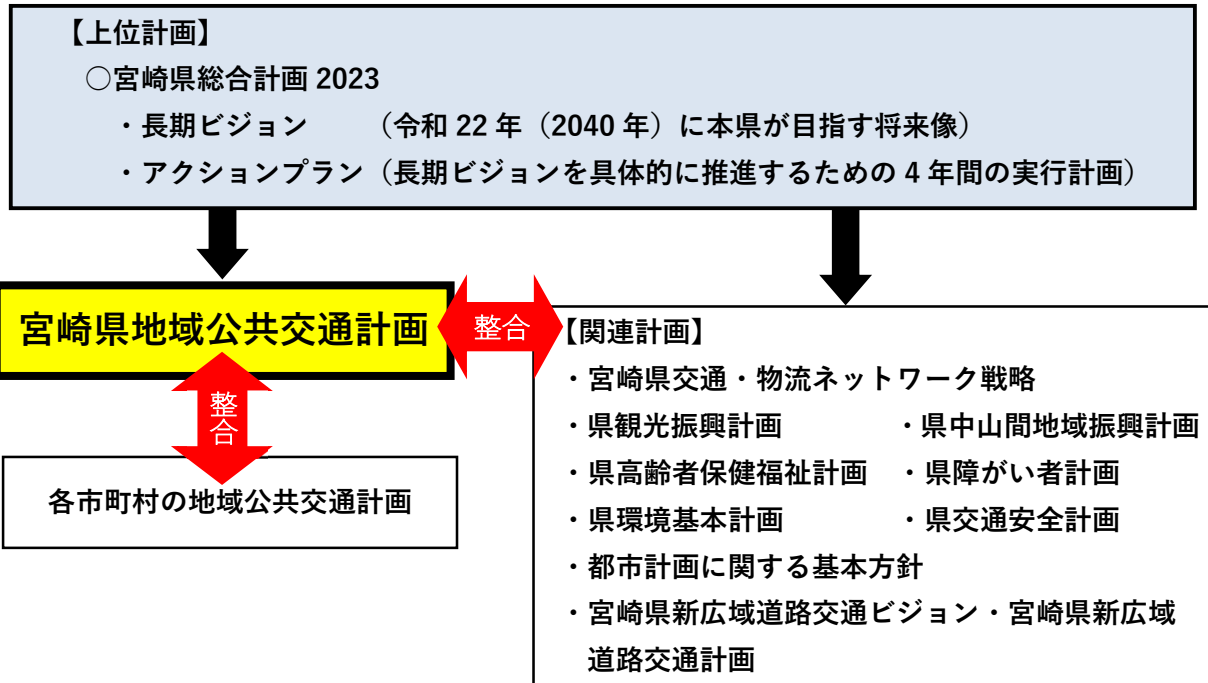
宮崎県全域を計画区域とします。

## 1-3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。また、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

## 1-4 本計画の位置づけと関連計画

本計画は、法第5条に基づく、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）として策定するものであり、県政運営の基本方針である宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を上位計画とし、宮崎県観光振興計画などの県の関連計画や県内の市町村が策定する地域公共交通計画と整合を図ることとします。



(地域公共交通計画)

第 5 条 市町村にあつては単独でまたは共同して、都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。